栄 区 連 会 配 布 資 料 (6 月)

資料No. 1

栄 警 察 署

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和2年			令和元年 5月末累計	対前年比(件)
	5 月件数	先月末累計	5月末累計		
全認知件数	32	109	141	183	-42
凶悪犯	0	0	0	1	-1
粗暴犯	2	4	6	5	1
窃盗犯	22	81	103	109	-6
侵入盗犯	6	14	20	25	-5
空き巣	1	9	10	10	0
その他	5	5	10	15	-5
乗り物盗	2	22	24	28	-4
自転車	0	21	21	23	-2
オートバイ	1	1	2	4	-2
自動車	1	0	1	1	0
非侵入窃盗	14	45	59	56	3
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	1	2	3	5	-2
車上ねらい	0	6	6	6	0
自動販売機ねらい	0	0	0	1	-1
その他	13	37	50	44	6
知能犯	2	9	11	34	-23
詐欺	2	8	10	34	-24
その他	0	1	1	0	1
風俗犯	0	2	2	10	-8
その他の刑法犯	6	13	19	24	-5
占有離脱物横領	0	2	2	3	-1

※ 参考事項
- ○ 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
- ○ 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- ○ 窃盗犯
  - ・ 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
  - ・ 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
  - ・ 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- ○ 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- ○ 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- ○ その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和2年5月末現在(暫定値) 13,967件(前年比 -2,542件、-15.4%)

2　刑法犯検挙状況(5月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	102	42	72.3%
窃盗犯	74	18	71.8%

3　人身交通事故発生状況(5月末現在)

	件数	対前年比
発生	78	−16
死者	0	±0
負傷者	89	−18

4　特殊詐欺の認知状況

令和2年5月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	781	11億8,442万円
オレオレ詐欺	152	4億4,705万円
預貯金詐欺	227	2億1,359万円
架空料金請求詐欺	45	8,957万円
融資保証金詐欺	12	1,347万円
還付金詐欺	38	4,034万円
その他の手口	7	3,180万円
キャッシュカード詐欺盗	300	3億4,861万円

令和2年5月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	12	2,086万円
オレオレ詐欺	4	557万円
預貯金詐欺	2	686万円
架空料金請求詐欺	1	350万円
融資保証金詐欺	1	1万円
還付金詐欺	0	0
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	4	492万円

5　警察からのお知らせ

(1)キャッシュカードを騙し取る特殊詐欺が増えています。

栄区で被害が増加している手口は、区役所職員、警察官やデパート職員などをかたった犯人が「医療費の還付金がある」、「あなたのカードが他人に使われた」などと電話かけてきた後、金融機関職員などを装った犯人がキャッシュカードを騙し取りにくる手口です。

(2)空き巣、忍込みの被害に注意して下さい。

無締りの窓や玄関などから侵入されたり、窓を割られて室内に侵入される空き巣や忍び込みに注意して下さい。

外出する際にはもちろんの事、在宅中でも戸締りをしっかりしましょう。

人の動きを感知して点灯するセンサーライトや防犯カメラの設置なども、防犯対策としては有効です。

(3)自転車盗とオートバイ盗の発生が増えています。

自転車盗やオートバイ盗については、自宅敷地内、マンションやアパート駐輪場でも発生しています。

確実な施錠とワイヤーロックなどでダブルロックをする

等を短時間であっても徹底して、被害に遭わないように注意しましょう。

別添資料1

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、5月末)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町								1	2	3
	小菅ヶ谷町										0
	小菅ヶ谷 1丁目						3			12	15
	小菅ヶ谷 2丁目		3					1		2	6
	小菅ヶ谷 3丁目								1	1	2
	小菅ヶ谷 4丁目							1		2	3
	小山台 1丁目									1	1
	小山台 2丁目										0
上郷	犬山町										0
	尾月										0
	上之町								1	3	4
	亀井町									1	1
	桂台東						4			3	7
	桂台西 1丁目						1		1		2
	桂台西 2丁目									1	1
	桂台南 1丁目									1	1
	桂台南 2丁目									4	4
	桂台北		1								1
	桂台中									1	1
	公田町									7	7
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目		1				1				2
	笠間2丁目						1				1
	笠間3丁目							1		8	9
	笠間4丁目								1	1	2
	笠間5丁目									2	2
田谷	田谷町						2				2
	金井町						1				1
	長尾台町								1	1	2

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目										0
	中野町									1	1
	若竹町										0
	柏陽										0
	鍛冶ヶ谷 1丁目					1				5	6
	鍛冶ヶ谷 2丁目		1							1	2
	鍛冶ヶ谷町									1	1
元大橋・庄戸	上郷町				1		3			6	10
上郷・庄戸	野七里 1丁目						3			2	5
庄戸	野七里 2丁目									2	2
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目									1	1
	庄戸 4丁目										0
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町									1	1
	長倉町						1		1	1	3
豊田	本郷台 1丁目		1								1
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目						1				1
	本郷台 5丁目		1						1	1	3
	飯島町		1			1		2	2	13	19
	長沼町		1					1	2	1	5
合計		0	10	0	1	2	21	6	12	89	141

資料No. 2

栄区内の火災・救急状況について

区連会6月定例会議資料
令和２年6月22日
栄　消　防　署

火災情報

令和２年５月31日現在

栄　区　内

火災発生状況

年別		令和2年 5月	令和2年 累計	令和元年	増△減
件数		1	4	7	△ 3
火災種別	建物	0	2	6	△ 4
	林野	0	0	0	0
	車両	0	0	0	0
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	1	2	1	1
損害	焼損床面積	0	132	37	95
	死者	0	0	1	△ 1
	焼死等	0	0	1	△ 1
	放火自殺	0	0	0	0
	負傷者	0	0	0	0

横　浜　市　内

火災発生状況

年別		令和2年	令和元年	増△減
件数		334	333	1
火災種別	建物	199	199	0
	林野	0	1	△ 1
	車両	31	20	11
	船舶	1	1	0
	航空機	0	0	0
	その他	103	112	△ 9
損害	焼損床面積	2, 755	2, 997	△ 242
	死者	9	14	△ 5
	焼死等	7	10	△ 3
	放火自殺	2	4	△ 2
	負傷者	47	58	△ 11

主な出火原因

	種別	令和２年	令和元年	増△減
1	放火	2	0	2
2	こんろ	1	3	△ 2
3	たばこ	0	2	△ 2
4	配線器具	0	1	△ 1
5	ストーブ	0	1	△ 1

主な出火原因

	種別	令和２年	令和元年	増△減
1	放火	86	85	1
2	たばこ	41	59	△ 18
3	こんろ	36	38	△ 2
4	配線器具	19	10	9
5	ストーブ	17	13	4

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況

豊田地区	0	本郷第三地区	1
笠間地区	0	上郷西地区	2
小菅ケ谷地区	0	上郷東地区	1
本郷中央地区	0	連合未加入	0
		合　計	4

【５月中の火災】
・30日　野七里二丁目　公益財団法人施設の運動場内で雑誌0.3立米を焼損

救急情報

令和２年５月31日現在

栄　区　内　救急状況

年別	令和2年 5月	令和2年 累計	令和元年	増△減
件数	467	2,476	2,618	△ 142
急病	351	1,862	1,944	△ 82
交通事故	12	65	82	△ 17
一般負傷	86	448	472	△ 24
その他	18	101	120	△ 19

横浜市内　救急状況

年別	令和2年	令和元年	増△減
件数	78,927	85,879	△ 6, 952
急病	54, 911	59, 502	△ 4, 591
交通事故	3, 288	4, 059	△ 771
一般負傷	14, 228	14, 925	△ 697
その他	6, 500	7, 393	△ 893

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

インフォーメーション

初期消火器具等設置費用の一部を補助します

消防局では、自治会町内会が初期消火器具等を設置する費用の一部を補助する事業を行っています。

1　申請要件

下記３つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

(1)　地域に消火栓がある

(2)　家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある

(3)　定期的に訓練を実施できる

2　申請について

(1)　受付期間：令和２年４月１日（水）～令和２年８月31日（月）

(2)　申請方法：申請書に必要事項を記入の上、栄消防署予防課にご提出をお願いします。

※申請書は4月１日以降に消防局ホームページまたは消防署で入手できます。

3　補助率について

補助率：整備費用2/3、上限20万円

4　お問合せ先　　栄消防署予防課　電話：８９２－０１１９

初期消火器具等とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の２種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。

放水の様子

スタンドパイプ式
初期消火器具（可搬式）

収納箱の例

初期消火箱（固定式）

資料 NO. 3

【エフエム戸塚「栄区連合町内会コーナー」のご出演依頼】

２０１９年１０月より以下のようにエフエム戸塚・お昼の生放送番組にて「栄区連合町内会コーナー」を作り放送しております。各連合町内会の皆様にご出演いただきたくお願いいたします。

【目的】

・ 災害発生時等に栄区の地域の情報を発信するにあたり、日頃からリスナーにも栄区地域の情報に触れていていただく
・ 地域と弊局とのつながりを強固にすることにより地域の活性化に寄与するとともに、災害時に適切な情報共有、発信ができるようにする。

【実施日】毎月第４木曜日１２時１５分ごろ～２８分　（8～10 分間）
お昼の番組「戸塚井戸端会議。」内
東戸塚駅西口駅前のスタジオからの生放送

【内容、出演者】
リスナーに地域の状況を知っていただけるよう、各連合町内会ごとに、行事、活動、地域での課題等についてお話しいただく。ご出演は、各回１名～2 名が適当です。
☆ご出演の方には、それぞれ 500 円のクオカードをお渡しします。

【出演順】2020 年 6 月～
6 月 25 日：笠間連合　7 月 23 日：小菅ヶ谷連合　8 月 27 日：本郷中央連合
9 月 24 日：本郷第三連合　10 月 22 日：上郷西連合　　11 月 26 日：上郷東連合
12 月 24 日：豊田連合　2021 年 1 月 28 日：笠間連合　2 月 25 日：小菅ヶ谷連合
3 月 25 日：本郷中央連合

【手順】
1　毎月第２木曜日（出演 2 週間前）までにその月のご出演予定者をエフエム戸塚までＦＡＸまたは、メールでご連絡いただく。（別紙）＊クオカードの準備をいたします。
2　事前に番組担当パーソナリティと内容や進行について打ち合わせ（お電話いたします。）
3　ご出演当日　12 時 00 分ごろ　東戸塚駅西口駅前　エフエム戸塚スタジオへお越しいただく。
4　12 時 15 分ごろ～番組出演していただく
5　後日、ご出演の連合町内会長宛に、ご出演音声をＣＤにしてお送りします。

【問い合わせ等連絡先】
エフエム戸塚　藤芳　　電話：045-822-1044　/　070-1298-3982
メールアドレス：s.fujiyoshi@shin1.co.jp

資料No.４

市連会６月定例会説明資料
令和２年６月１２日
都市整備局ＩＲ推進課

横浜ＩＲ（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。

横浜ＩＲについては、今年３月から４月に実施したパブリックコメントのとりまとめや実施方針等の公表に向けて作業を行っています。また、６～７月に開催予定の市会定例会においてパブリックコメントで頂戴したご意見を反映した「横浜ＩＲ（統合型リゾート）の方向性」や実施方針等の案をお示ししていきます。

今月は、以下の２点についてお知らせいたします。

１　「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」について

昨年度行いましたギャンブル等依存症に関する調査の結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

この調査は、市におけるギャンブル等依存症が疑われる方の割合を推計するほか、今後の予防や啓発、相談支援などの具体的な対策につなげるために行ったものです。

２　市民説明会について

今年２月から開催を延期している６区（青葉区・都筑区・戸塚区・栄区・泉区・瀬谷区）の市民説明会について、早期の再開を目指していますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、参加される皆様の健康を最優先に考えた場合、開催の見通しが立たない状況です。

そうした中でも、再開をお待ちいただいている皆様などへ市民説明会の内容と同じような情報をお伝えするため、動画の作成を検討しています。準備が整い次第、ウェブページに掲載します。

引き続き感染症対策に全力で取り組み、市内での発生状況等も注視し、市民の皆様にご理解を深めていただくための説明を丁寧に行いながら、事業を進めていきたいと考えています。ご理解のほどよろしくお願いします。

○ 資料（裏面）横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査結果について

担当　都市整備局ＩＲ推進課
TEL　６７１－４１３５
FAX　５５０－３８６９

資　料

横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査の結果について

横浜市では、本市におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しました。このたび、調査結果がまとりましたのでお知らせします。

◇調査の概要

〇調査対象：横浜市内の満 18 歳以上 74 歳の男女無作為抽出 3,000 人
〇抽出対象：市内 208 地点の住民基本台帳から無作為に抽出
〇調査方法：面接調査
〇調査期間：令和元年 12 月～令和２年３月
〇回 答 数：1,263 人（回収率 42.1％）

◇調査結果のポイント

「ギャンブル等依存症が疑われる方」の割合について

過去１年以内のギャンブル等の経験をもとにした「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合推計は成人の 0.5%でした。

「最もお金を使ったギャンブル等」について

最もよくお金を使ったギャンブル等については「パチンコ・パチスロ」でした。

「ギャンブル等依存症が疑われる方の過去１年以内の賭け金」は、平均で１か月に 25 万円（※１）、**中央値（※２）３万円** でした。

※１　証券の信用取引、または先物取引市場への投資に係る高額案件が含まれています。
（高額案件を除いた **平均は１か月に３万円** でした。）
※２　中央値は、データを大きさの順に並べたとき、全体の中央に位置する値です。

調査結果報告書は、下記ホームページでご覧いただけます。
【調査結果ＵＲＬ】
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/chousakekka.html

資料Ｎｏ．５

区連会６月定例会資料
令和２年６月２２日
市民局総務課定額給付金担当

横浜市における特別定額給付金について

特別定額給付金について、早期の給付に向けて作業を行っておりますが、現在の状況を連合町内会長及び各単会長あてに情報提供させていただきます。最新の情報につきましては、随時、本市ホームページや広報よこはま等において、周知してまいります。

１　スケジュールについて

月　日	内　容
５月 12 日	オンライン申請受付開始
５月 18 日	横浜市特別定額給付金コールセンターの開設
５月 28 日	郵送申請用の申請書の順次発送開始（６月６日まで）
	オンライン申請者への給付開始
５月 29 日	申請書が届き始める
	多言語専用ダイヤル開設
６月９日	郵送申請者への給付開始
９月 10 日	申請期限（消印有効）

２　申請についての注意事項

区役所や市役所の窓口で申請書類の提出は出来ません。必ず返信用封筒をご利用いただき、郵送での返信をお願いいたします。

３　申請期限

令和２年９月 10 日（木）まで（消印有効）

４　特別定額給付金に関するお問い合わせ先

（１）横浜市特別定額給付金コールセンター（日本語・英語・中国語）

Tel：０５７０－０４５５９２

９時～17 時（６・７月は土・日曜日・祝祭日も対応）

Fax：０４５－６８１－８３７９

聞こえない方のお問合せ用 Fax 番号です。Fax では申請出来ませんのでご注意ください。

（２）横浜市特別定額給付金多言語専用ダイヤル（ハングル、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）

Tel：０４５－２１１－６５７３

平日 10 時～16 時 30 分（第２・４土曜日は 10 時～12 時 30 分）

裏面あり

５　特別定額給付金の概要

（１）給付対象者

基準日（令和２年４月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている者

（２）受給権者

その者の属する世帯の世帯主

（３）給付額

給付対象者１人につき 10 万円

（４）申請方法

ア　郵送申請方式

横浜市から受給権者あてに郵送された申請書に振込先となる銀行口座等を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに横浜市に郵送する方式

イ　オンライン申請方式（マイナンバーカードを所持している世帯主が利用可能）

マイナポータルから、受給対象者の氏名や生年月日のほか、振込先となる銀行口座等を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請する方式

※電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類のアップロードは不要

（５）給付方法

原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振込み

（６）その他

配偶者やその他親族からの暴力等により、市外から、もしくは市内で避難している場合は、現在の居住地（避難先）に住民票を移していなくても給付金を受け取ることができる可能性があります。

詳しくは、総務省の「特別定額給付金コールセンター：０１２０－２６００２０」または「横浜市特別定額給付金コールセンター：０５７０－０４５５９２」へお問い合わせください。

６　詐欺の注意喚起について

給付金に関連して、国、県、市・区役所が次のようなことをすることは【絶対に】ありません。

・「暗証番号」「口座番号」「マイナンバー」などをお聞きすること
・「通帳」「キャッシュカード」などをお預かりすること
・現金自動支払機（ATM）の操作をお願いすること
・受給にあたり、手数料の振込みを求めること
・メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

＜「怪しいな」と思ったら下記へご連絡ください＞

・お近くの警察署もしくは警察相談専用電話（＃９１１０）
・消費者ホットライン（局番なしの「１８８」）
・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン（０１２０－２１３－１８８）

特別定額給付金に関するお知らせ

給付金のサギに注意!!
（詐欺）

絶対に教えない！渡さない！

- 暗証番号
- 口座番号
- 通帳
- キャッシュカード
- マイナンバー

市区町村や総務省などが以下を行うことは
絶対にありません

- ✖ 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ✖ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✖ メールを送り、ＵＲＬをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン（局番なしの３桁） 188	お住まいの市区町村
新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン 0120-213-188	お近くの警察署
	警察相談専用電話 #9110

総務省 給付金 検索

総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications　消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　警察庁 National Police Agency

令和２年５月

新型コロナウイルスの感染拡大に乗じた詐欺や悪質商法に注意！

新型コロナウイルス関連の不審な電話やメールが・・・

【事例1】
「コロナウイルスの関係で還付金や助成金があります。」と言われ、口座番号などを伝えてキャッシュカードを渡してしまった。

【事例2】
「コロナの検査キットを送ります。近所に息子さん、娘さんは住んでいますか？」と家族構成などを聞く不審な電話があった。

【事例3】
携帯電話に「給付金10万円配布につき、お客様の所在確認」とメールが届いた。

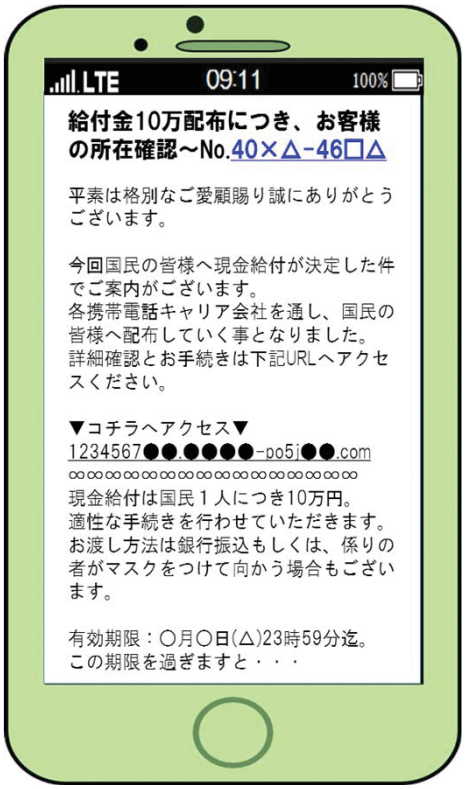

注目

◎ 留守番電話に設定しましょう！
◎ 「家族と相談します」と言って電話を切りましょう！

犯人は、録音されることを嫌がりますので、留守番電話の設定が効果的です。
また、「家族と相談します。」と言って、一度電話を切って家族に確認すれば、被害を防げます。
両親や祖父母にもお伝えいただき、家族みんなで注意しましょう！

不審に感じたら迷わず警察（１１０番）へ！！

横浜市・神奈川県警察

資料NO. 6

市連会６月定例会説明資料
令和２年６月１２日
議会局秘書広報課

ヨコハマ議会だよりの配布延期について（依頼）

日ごろから「ヨコハマ議会だより」の配布につきまして、ご協力いただきありがとうございます。

例年「ヨコハマ議会だより」については、年４回（５月、８月、11月、２月）配布いただいておりますが、令和２年第２回市会定例会の開催が、例年よりも１か月ほど遅い開催となることから、次回発行の「ヨコハマ議会だより（NO.117号）」の発行時期も８月から９月に変更になります。

そのため、次回配布は９月にお願いいたします。

なお、送付の際は例月のとおり「広報よこはま」と一緒に送付されます。

１　送付時期と送付方法

月末日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和２年９月号は、令和２年８月31日までにお届けします。

２　その他

配布にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、３密に気を付けて配布体制等を組んでいただきますようお願いいたします。

３　問合せ先

議会局　秘書広報課　　TEL６７１－３０４０　　FAX６８１－７３８８

令和2年度栄区運営方針

資料　No.7

Ⅰ　基本目標

地域で支え合う
セーフコミュニティ　さかえ

いたち川から本郷台駅へ続く広場

Ⅱ　目標達成に向けた施策

施策１　未来へ向けたまちづくり

施策２　栄の魅力　向上と発信

施策３　福祉保健・セーフコミュニティの推進

施策４　防災力・減災力の強化

Ⅲ　目標達成に向けた組織運営

正確・丁寧・親切

・各種制度を正確に理解した事務手続

・栄区役所スマイルガイドに基づく丁寧な対応

・お客様の気持ちに寄り添う親切な行政サービス

地域に寄り添う・協働・現場主義

・地域の声や栄区の特性を踏まえた事業

・区民、企業、各種団体等の皆様との協働

・地域ニーズや社会情勢の変化に対応する現場主義

人材育成・リスク管理・ワークスタイル改革

・チーム栄として課の枠を超えた人材育成と連携

・幅広いリスクに対する着実な対応

・業務効率化と働き方の見直し

主な事業・取組

施策１　未来へ向けたまちづくり

いたち川から本郷台駅へ続く広場

建設中の複合公共施設

園芸講座

取組	内容
本郷台駅周辺のまちづくり	◆地区センター、区民活動支援センター、地域ケアプラザの複合公共施設開所に向けた調整 ◆活性化や賑わい創出に向けた検討
交通改善による温暖化対策実証実験	◆高齢者の運転免許自主返納プロモーション
花いっぱい魅力づくり	◆園芸講座の開催 ◆本郷台駅前植栽桝への植樹等

施策２　栄の魅力　向上と発信

栄区ならではのおもてなし

本郷台駅前まつり

出生・結婚おめでとうプレゼント
（ガーゼハンカチ・祝箸）

取組	内容
栄区ならではのおもてなし	◆区内で活動する団体の皆様と連携し、外国からのお客様をおもてなし ◆担い手を広げる講座等
商店街にぎわい創生	◆商店街紹介のホームページ作成 ◆地域や各種団体と連携したイベント等
タッチーくんの魅力発信	◆イベント等への参加やSNS等による情報発信
セカンドキャリア支援	◆中高年層のセカンドキャリア選択の支援について調査・検討
出生・結婚おめでとうプレゼント	◆出生届・婚姻届を提出されたお客様に、お祝いメッセージ入りの記念品を贈呈
税に関する教育の充実	◆税の啓発チラシや啓発グッズを作成し、小学校での出前講座や区民まつりで活用

施策３　福祉保健・セーフコミュニティの推進

さかえ・つながるフォーラム

通学路の安全見守り
（交通安全対策分科会）

振り込め詐欺被害防止用
簡易型自動録音機（例）

取組	内容
健康長寿　さ・か・え	◆健康状態実態調査結果の報告会の実施 ◆健康に関する講座及び測定会の開催
地域福祉保健計画の推進	◆地域のニーズや課題解決に向け、取組を推進 ◆第4期栄区地域福祉保健計画の策定
障害理解の推進	◆障害福祉事業所から区役所窓口への花のデリバリー実施
生活困窮セーフティーネット強化	◆アウトリーチパートナー（地域支援者）向け研修の実施等
妊娠期からの切れ目ない支援	◆母子手帳交付時から見通しをもった生活が送れるよう相談・支援を実施
特定健診・がん検診受診率向上	◆リーフレット「だから、“けんしん”を受けよう！」を活用した周知
セーフコミュニティ	◆8つの分科会の取組について、PDCAを実践 ◆PR動画の作成
こども安全対策分科会	◆全小学生に配布する「セーフコミュニティ連絡帳」を作成
スポーツ安全対策分科会	◆けが予防講習会やウォーキング講習会・イベントの実施
児童虐待予防対策分科会	◆いのちの授業、赤ちゃんふれあい体験の実施
交通安全対策分科会	◆小学校スクールゾーン対策協議会との連携 ◆自転車乗車時のヘルメット着用啓発活動
高齢者安全対策分科会	◆転倒予防体操及び住環境改善の啓発 ◆冬のヒートショック予防対策の啓発
災害安全対策分科会	◆訓練項目の指定による、区全体の避難所運営強化
自殺予防対策分科会	◆ハートフルサポーターの養成 ◆リスク者向けのリーフレット等の配布
防犯対策分科会	◆電話機に取り付ける簡易型自動録音機1,000台を配布

施策４　防災力・減災力の強化

広報スピーカー

地域防災拠点の訓練
（災害時におけるトイレの説明）

防災マップ・
栄区避難所マップ風水害編

取組	内容
水害及び震災対策・ 区本部機能強化	◆防災マップ、栄区避難所マップ風水害編の配布 ◆広報スピーカーの出力アップ ◆河川水位警告灯の設置 ◆災害用ゴムボート等の配備
地域防災拠点支援	◆資機材の点検・修繕 ◆広域避難場所表示看板等のメンテナンス ◆連絡協議会、出前講座の開催
福祉避難所開設・運営円滑化	◆訓練支援物資の配布
災害時要援護者避難支援	◆要援護者の避難支援訓練等経費の一部補助 ◆講演会の実施
ペット防災対策	◆ペット同行避難用テントの配布

★施策１から４右上のマークは、ＳＤＧｓ（※）の17の目標との関連性を示しました。

※ＳＤＧｓとは、世界が抱える様々な問題を解決し持続可能な社会を実現するために国連で世界各国が合意した17の目標と169のターゲットです。
各目標の内容は５ページの参考資料をご覧ください。
2018年６月、横浜市は「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。

★施策に掲載した内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、中止・変更となる場合がございます。

★主な事業・取組は栄区が独自に予算編成を行った事業のうち、主要な事業を掲載しています。
その他の事業などについては、令和２年度栄区個性ある区づくり推進費予算をご覧ください。

令和２年度 栄区予算　検索　または、
https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kusei/uneihoshin-yosan/yosan/

運営方針に関するお問い合わせ先　区政推進課企画調整係（本館４階　45番窓口）
☎　８９４－８１６１　　FAX　８９４－９１２７

参考資料

参考１　セーフコミュニティとは

「致命的な事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」という考えに基づき、地域ぐるみで予防活動を展開するまちに与えられる国際認証です。
栄区は、平成25年10月に日本で7番目、行政区では唯一認証を取得し、平成30年10月に再認証を取得しました。

栄区セーフコミュニティ　検索

参考２　ＳＤＧｓの１７の目標

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保存し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

土曜日開庁（７月25日）の一部業務休止について

７月25日（土）は、全国的なシステムメンテナンスが行われるため、戸籍課の一部業務（マイナンバーカード・電子証明書）が休止となります。

休止する業務

○マイナンバーカードの交付
○電子証明書の更新、発行
○マイナンバーカードの継続利用、券面更新
○電子証明書の暗証番号変更、再設定
○マイナンバーカードの交付申請書
○マイナンバーカードの一時停止解除
○マイナンバーカードを用いた証明書の交付
○住民基本台帳カード関連業務

大変申し訳ございませんが、これらの手続きが必要な方は、別日にご来庁ください。
なお、当日は、他の区役所、行政サービスコーナー、証明書のコンビニ交付等も休止となります。

詳細は、横浜市公式ウェブサイトを ご覧ください。

横浜市　土曜日開庁　検索

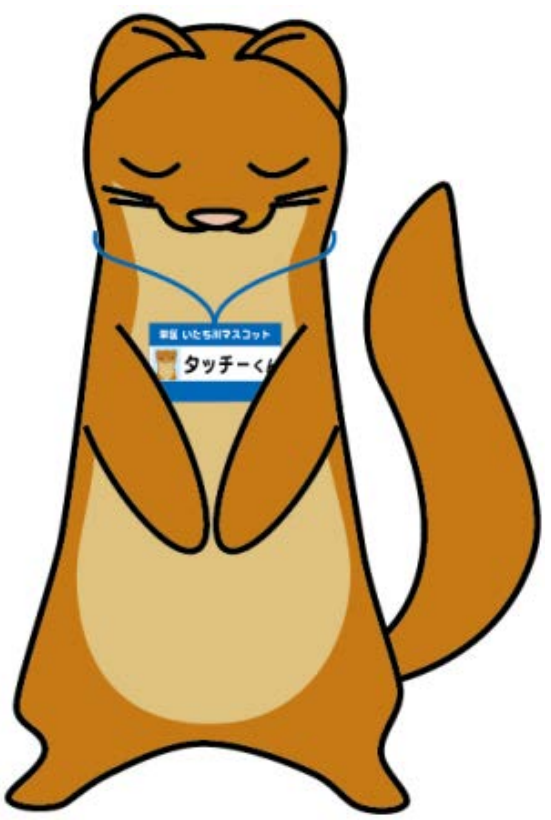

SAFE COMMUNITY SAKAE WARD 国際認証都市

資料NO. 9

区連会資料
令和２年６月22日
福祉保健課

第４期栄区地域福祉保健計画の策定スケジュールの変更について

この度の新型コロナ感染症拡大防止の影響により、第４期栄区地域福祉保健計画の作成作業を中断せざるを得なくなりました。

こうした事態を受け、第４期栄区地域福祉保健計画の策定スケジュールの見直しを行いましたのでお知らせします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、再度、スケジュールを変更することがあります。

今後とも、ご理解ご協力よろしくお願いします。

	変更前スケジュール	変更後スケジュール
令和元年度		
３月	骨子	
令和２年度		
４月		骨子※
11月～12月	素案　意見募集	
12月10日	地区別計画　提出期限	
３月	第４期計画　完成	
令和３年度		
５月～６月		素案・意見募集
６月		地区別計画　提出期限
10月		第４期計画　完成

※第４期栄区地域福祉保健計画　骨子については添付をご覧ください。

(担当)
栄区役所福祉保健課事業企画担当
大野、坪内、兼清
電話 894-6962　FAX 895-1759
Ｅメール sa-fukuhoplan@city.yokohama.jp

栄区地域福祉保健計画

みんなが支えあい安全・安心を感じるまち さかえ

さかえ・つながるプラン

第4期計画　骨子

栄区役所・栄区社会福祉協議会

栄区役所福祉保健課
〒247-0005 栄区桂町 303-19
電話:045-894-6962　FAX:045-895-1759
E-mail:sa-fukuhoplan@city.yokohama.jp

栄区社会福祉協議会
〒247-0005 栄区桂町 279-29
電話:045-894-8521　FAX:045-892-8974
E-mail: office@sakaeku-shakyo.jp

1　栄区地域福祉保健計画について

（1）趣旨

「地域福祉保健計画」とは、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、地域住民、関係団体、事業者、公的機関等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進める計画です。

栄区では、平成 17 年から「栄区地域福祉保健計画」を策定し、様々な団体が協力しながら、計画を進めてきました。

「栄区地域福祉保健計画」は、区計画と地区別計画で構成されています。それぞれの内容は、以下のようになっています。

	盛り込む内容
区計画	・地域福祉保健に関する区の方針 ・地区別計画の活動を支える取組 ・区域全体に共通する課題に対する取組（各種団体、施設等） ・区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組　など
地区別計画	・住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組 ・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支え合いや健康づくりの取組 ・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組　　など

（2）第4期計画の計画年度

令和3年度～令和7年度（5年間）

2　栄区の福祉保健を取り巻く現状と課題

（１）社会的背景・課題

ア 栄区の人口構成と課題

栄区は、高齢化率が 18 区の中で 30.8%と一番高い一方、介護認定率は 15.8%と一番低いという特徴があります。今後も高齢化が進み、後期高齢者の数も増加することが見込まれています。一方、出生数は減少傾向で、少子高齢化が続くことが予測されます。

このため、従来から言われている 2025 年問題「団塊世代の後期高齢者への突入」から、新たに 2040 年問題として「現役世代の急減」が危惧されるようになっています。社会保障の問題だけでなく、現役世代が急減する中での、社会の活力維持向上が課題とされ、多様な就労・社会参加の促進、健康寿命の延伸を目指すこと、また、需要の増加に伴う医療・介護のサービス確保が必要と言われています。

横浜市栄区将来人口推計　人口ピラミッド

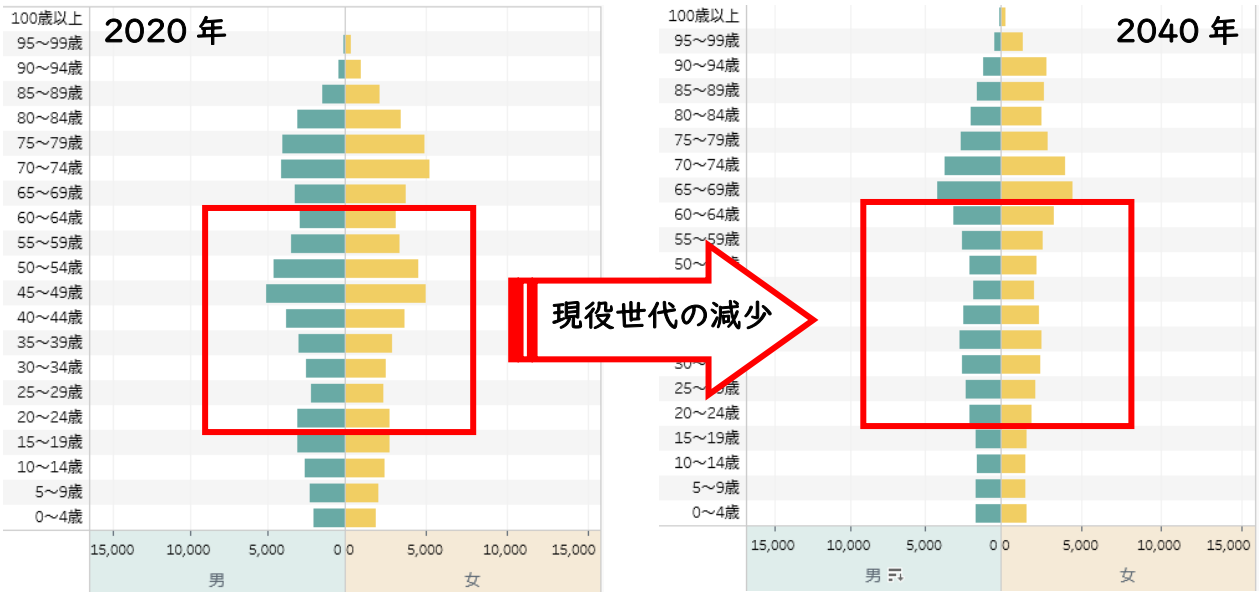

（出典：横浜オープンデータポータル）

イ 包括的支援のための仕組みづくり

核家族化、共働き世帯の増加などライフスタイルが多様化しており、新たな課題が出てきています。8050 問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、包括的な支援体制の構築が求められています。高齢者、障害者、こども等分野を超えた相談窓口等の連携体制、地域資源の活用による、制度や分野のはざまの問題への対応が必要となっています。

支援体制づくりとともに、支援に関する地域での周知を進め、必要な支援の情報が本人、家族に届くような環境づくりも必要となっています。

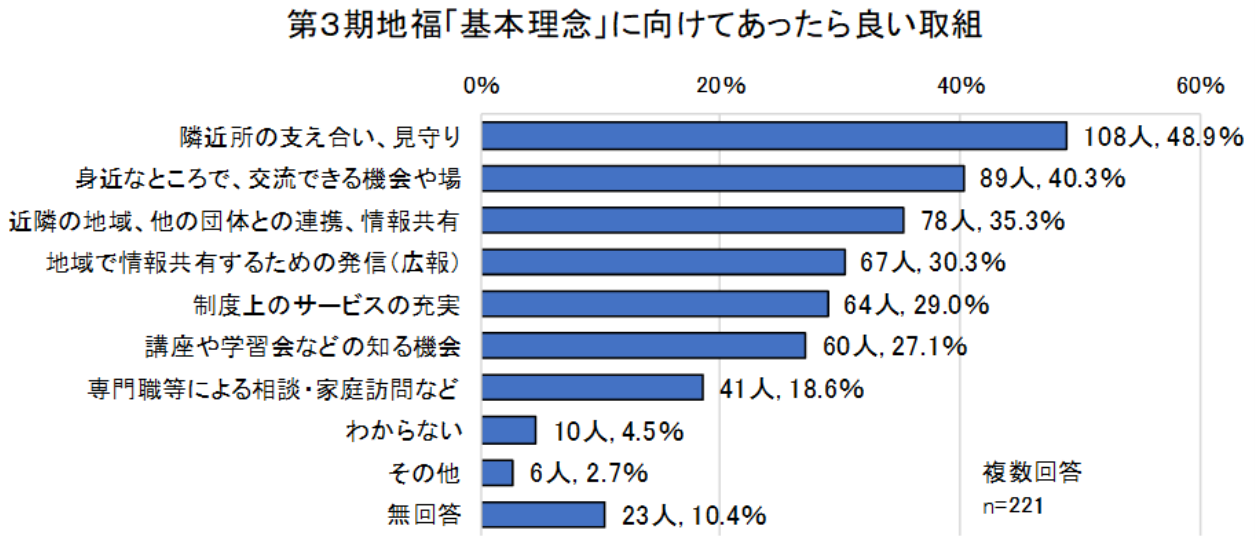

（出典：地域活動者アンケート）

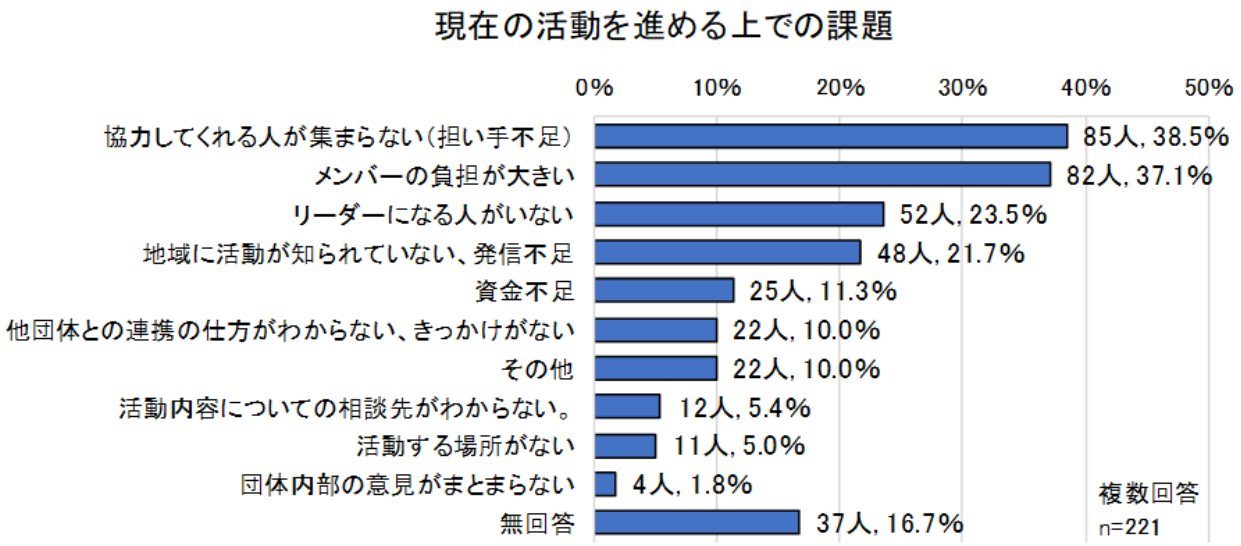

（出典：地域活動者アンケート）

（2）現状と課題を整理するためのキーワード

第3期栄区地域福祉保健計画の中間振り返りや栄区地域福祉保健計画策定・推進会議でいただいたご意見、団体ヒアリング、地域活動者アンケート等を踏まえて、栄区の福祉保健を取り巻く現状と課題を整理するため、キーワードを抽出しました。

【現状と取組の成果】

〇少子高齢化の進展

〇地域住民の交流が充実

〇地域包括ケアシステムの構築スタート

【活動を進める上での課題】

〇活動の担い手不足

〇リーダーとなる人材の不足

〇地域に活動が知られていない

【「地域活動者アンケート」であげられた、今後、取り組んでいきたいこと】

〇買い物支援　〇孤立予防　〇外出支援　〇在宅医療の充実　〇認知症予防

〇障害等の理解（普及啓発）〇ひきこもりへの支援　〇虐待防止　〇就労支援

〇学習支援　〇居場所づくり　〇見守り　〇地域の助け合い　〇災害時の支援

〇防犯　〇介護者、養育者、家族への支援

【栄区地域福祉保健計画策定・推進会議・ヒアリング等であがった項目】

〇成年後見制度の普及　〇けんしん受診率の向上　〇歯科口腔ケアの啓発　〇食育

〇健康づくり　〇健康寿命の延伸　〇こどものSNSの利用方法の啓発　〇少子化への対策

〇世代間のつながり　〇災害への備え　〇振り込め詐欺防止　〇他団体との連携促進

〇生活困窮への理解　〇社会的孤立への理解　〇地域での情報共有が進まない

〇地福計画が知られていない

３　基本理念と目標

・計画の基本理念については、第3期計画で進めた取組の継続性を重視するという考えから、第 3 期計画の基本理念をそのまま引き継ぎます。

・計画がめざす姿を示す目標については、これまで進めてきた取組を念頭に、3つにまとめました。

第４期計画　基本理念と目標

≪基本理念≫

みんなが支えあい安全・安心を感じるまち　さかえ

≪ 目　標 ≫

１　誰もが身近な地域でいきいき暮らせるまちに

こどもから大人まで、高齢者、障害のある方など、誰もが社会とのつながりの中で暮らし、様々な活躍・参加の機会を得て、生きがいを持って地域で暮らせるまちをめざします。

２　お互いさまで支えあうまちに

地域では、子育て中の方、認知症の方、障害のある方、生活に困っている方など、様々な方が暮らしていることを理解し、支える側、支えられる側を分けることなく、「お互いさま」の関係で支えあうまちをめざします。

３　様々なつながりがあり情報が行きとどくまちに

地域の中の団体同士のつながりを深めるとともに、地区を超えたつながりや施設や企業など、様々な主体がつながり、お互いを知り合い、連携できるまちをめざします。

４　目標実現に向けた取組

目標１　誰もが身近な地域でいきいき暮らせるまちに

こどもから大人まで、高齢者、障害のある方など、誰もが社会とのつながりの中で暮らし、様々な活躍・参加の機会を得て、生きがいを持って地域で暮らせるまちをめざします。

視点１　社会とつながりいきいきと暮らす

〇地域活動や趣味の活動についての情報提供を進めます

〇地域活動やボランティア活動への参加のきっかけとなる機会を提供します

〇活動に興味を持った方が担い手になってくださるよう、団体とのコーディネートを進めます

〇身近な地域でさまざまな交流ができる場をつくっていきます

視点２　健やかに暮らす

〇健康長寿を維持できるよう、食育等の講座を開催していきます

また、自分の健康状態をチェックできる取組を進めます

〇こどもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援を進めます

〇セーフコミュニティの考え方に基づいた事故防止の取組を進めます

視点３　地域で自分らしく暮らす

〇人生の最後まで自分らしく過ごせるように、準備をするための情報提供を進めます

〇障害や、認知症などの事情によって、財産、権利が侵害されることのないよう、成年後見制度の普及を図ります

〇地域にさまざまな事情を持った方がいることへの理解を広げるため、福祉教育や障害者への合理的配慮の考え方の啓発を進めます

目標２　　お互いさまで支えあうまちに

地域では、子育て中の方、認知症の方、障害のある方、生活に困っている方など、様々な方が暮らしていることを理解し、支える側、支えられる側を分けることなく、「お互いさま」の関係で支えあうまちをめざします。

視点１　見守り、支えあう

〇地域で孤立することなく、つながりがもてるように、さまざまな居場所づくりを進めます

〇地域で見守りをする上で、役立つ情報（病気や障害についての知識、相談窓口など）を広めていきます

〇日常生活のちょっとしたお困りごとを地域の支え合いで解決する取組を進めます

視点２　地域の安全・安心を支えあう

〇災害に備えて、要援護者支援の取組を進めます

〇児童虐待防止にむけ、地域で安心して子育てができる環境づくりを進めます

〇こどもたちを犯罪から守るために、SNS 等の利用についての正しい知識の普及を図ります

〇振り込め詐欺の被害を出さないように啓発を進めます

目標３　様々なつながりがあり情報が行きとどくまちに

地域の中の団体同士のつながりを深めるとともに、地区を超えたつながりや施設や企業など、様々な主体がつながり、お互いを知り合い、連携できるまちをめざします。

視点１　情報がとどき、つながる

〇計画の取組が広く共有できるよう、様々な手段を使って情報発信していきます

〇地区の取組や各種団体、施設の取組が情報交換できるような機会をつくっていきます

〇新たな課題について、タイムリーに情報提供し、みんなで取組を検討していきます

視点２　様々な団体・主体がつながる

〇同じような取組を進めている団体同士がつながれるよう、情報交換の機会を提供していきます

〇つながりの少なかった団体同士の連携、分野・主体を超えた連携ができるようコーディネートし、新たな取組をつくりだしていきます

資料 NO. 10

区連会６月定例会資料
令和２年６月 22 日
栄 区 地 域 振 興 課

区民利用施設の工事に伴う休館について

日頃より区政運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、令和２年度から令和４年度までの間に、４施設において以下の工事を予定しています。工事期間中は施設が休館しますので、ご不便ご迷惑をおかけしますが、近隣施設をご利用いただく等、ご理解とご協力をお願いいたします。

１　老人福祉センター翠風荘

設備の故障のため、施設修繕工事を行います。

（１） 工事対象：水道設備、ボイラー
（２） 休館期間：令和２年６月１日から当面の間、全面休館
（３） 発注部署：健康福祉局高齢健康福祉課

２　桂山公園こどもログハウス「ロッキー」

こどもログハウス保全計画による、大規模修繕を行います。

（１） 工事対象：外壁補修、防水、遊具
（２） 休館期間：令和３年１月１日から令和３年３月３１日（予定）まで、全面休館
（３） 発注部署：環境創造局公園緑地維持課

３　栄公会堂・スポーツセンター

建築基準法の改正により、既存不適格となった特定天井を改修する工事を行います。

（１） 工事対象：ホール、ホワイエ、体育室
（２） 休館期間：令和３年４月１日から令和４年６月３０日（予定）まで、全面休館
（３） 発注部署：市民局地域施設課・スポーツ振興課

４　上郷地区センター

建築基準法の改正により、既存不適格となった特定天井を改修する工事を行います。

（１） 工事対象：体育室のみ
（２） 休館期間：令和３年度中の約６か月間（工事時期未定）、一部休館
（３） 発注部署：市民局地域施設課

（担当）
栄区役所地域振興課　細谷、福島、筒井
電話 894-8393　FAX 894-3099
Ｅメール sa-shisetsu@city.yokohama.jp

資料No.１１

令和２年度
夏の交通事故防止運動
横浜市実施要綱

目　的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実 施 期 間

令和２年７月11日（土）～７月20日（月）の10日間

スローガン

安全は　心と時間の　ゆとりから
交通ルールを守って　夏を楽しく安全に

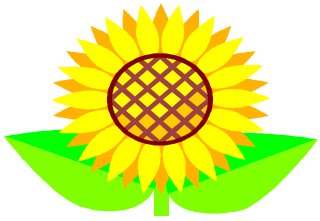

運動の重点

１ 過労運転・無謀運転の防止
２ 子どもと高齢者の交通事故防止
３ 自転車の交通事故防止
４ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
５ 踏切の交通事故防止

◆◇◆横浜市内における令和元年中の状態別年齢層別発生件数◆◇◆

全　体

15歳以下 74件	16～19歳 226件	20～29歳 1,148件	30～39歳 1,150件	40～49歳 1,689件	50～59歳 1,487件	60～64歳 597件	65歳以上 1,802件	対象外当事者 225件

自動車乗用中

16～19歳 91件	20～29歳 958件	30～39歳 1,017件	40～49歳 1,528件	50～59歳 1,358件	60～64歳 557件	65歳以上 1,655件

二輪車乗用中

16～19歳 76件	20～29歳 145件	30～39歳 90件	40～49歳 122件	50～59歳 90件	60～64歳 28件	65歳以上 90件

自転車乗用中

15歳以下 64件	16～19歳 57件	20～29歳 42件	30～39歳 39件	40～49歳 37件	50～59歳 34件	60～64歳 11件	65歳以上 48件

歩行中

15歳以下 10件	16～19歳 2件	20～29歳 3件	30～39歳 4件	40～49歳 2件	50～59歳 5件	60～64歳 1件	65歳以上 9件

横　浜　市　交　通　安　全　対　策　協　議　会

各機関・団体の主な取り組み

共 通 事 項

1. 「運動の重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動や子どもを犯罪被害者から守る活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横 浜 市 ・ 区

1. 区ごとに、その地域の交通事故実態に即した交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
2. 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3. 自動車の安全運転を徹底するため、エコドライブを推進します。
4. 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警 察

1. 交通事故に直結する自転車利用者のルール・マナー違反に対して、街頭活動における指導警告の強化と、悪質性・危険性の高い交通違反に対し、取締りを強化します。
2. 自転車交通安全講習「チリリン・スクール」を実施し、自転車運転者の交通安全意識を高め、また、自転車点検整備を推奨して TS マークの普及に努めます。
3. 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
4. 夏休みを控えた子供に対する交通安全教室や高齢運転者に対する運転講習会などの交通安全教育を推進します。
5. 反射材を有効に活用していただくため、キーホルダーや靴シール等を直接取り付けさせていただく活動を推進します。
6. 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した事故防止活動を推進します。
7. 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交 通 安 全 協 会

1. キャンペーンやイベントなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

地 域・家 庭

1. レジャーや帰省など遠距離ドライブでは、過労運転にならない余裕のある計画を立てましょう。
2. 自動車運転中は、子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、原則、徐行・一時停止するなど、「思いやりのある」運転を実践しましょう。
3. 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。
4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用を実践しましょう。
5. 家族の中で運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。

教 育 関 係

1. 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないよう、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
2. 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道 路 管 理 者・鉄 道 事 業 者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話（６７１）２３２３

資料№12

区連会６月定例会資料
令和２年６月 22 日
区　連　会　事　務　局

各地区連合町内会長　様

栄区連合町内会
会長　磯﨑　保和

令和２年度「栄区連合町内会役員（案）」及び
「各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等（案）」の結果について

梅雨の候　皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、栄区連合町内会５月定例会は新型コロナウイルスの影響で中止となったため、「栄区連合町内会役員（案）」及び「各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等（案）」については、書面での議決としておりました。
その結果について下記のとおりご報告いたします。

議案

議案１　令和２年度「栄区連合町内会役員（案）」及び「各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等（案）」について

承認７人、否認０人

結果

議案について、承認されました。

栄区連合町内会事務局
（栄区役所地域振興課）
担当：石塚・武内　TEL894-8391
FAX894-3099

令和2年度　栄区連合町内会役員名簿

令和2年5月20日

地区連長名	役　職　名	地区連長就任年月日
磯　﨑　保　和 （豊田連合町内会自治会長）	会　　長	平成20年4月23日
細　田　利　明 （本郷中央連合町内会自治会長）	副 会 長	平成26年5月21日
田　中　健　次 （小菅ヶ谷連合町内会自治会長）	幹　　事	平成28年4月24日
山　田　直　樹 （本郷第三連合町内会長）	幹　　事	平成30年4月28日
芦　川　　弘 （上郷東連合町会長）	幹　　事	平成30年4月29日
持　　田　　忠 （笠間連合町内会自治会長）	会計監査	平成18年5月14日
黒木　さち子 （上郷西連合町会長）	会計監査	平成31年4月27日

令和2年度 各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等

各 種 団 体 名	役 職 名	就任者
栄区社会福祉協議会	理　事	田中
	評議員	芦川
		山田
神奈川県共同募金会 栄区支会	支会長	磯﨑
	副支会長	持田
		黒木
	委　員	細田
		田中
		山田
		芦川
栄区社会福祉協議会 さかえふれあい助成金 配分審査会	委員（委員長）	細田
日本赤十字神奈川県支部 横浜市地区本部 栄区地区委員会	副委員長	田中
	監　事	黒木
		芦川
	委　員	磯﨑
		持田
		細田
		山田
栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会	委　員	黒木
栄区更生保護協会	副会長	細田
	監　事	黒木
栄区明るい選挙 推進協議会	副会長	芦川
	委　員	黒木
栄区地域と学校の協働事業推進協議会	会　長	持田
	委　員	山田
栄防犯協会	会　長	持田
	副会長	田中
	監　事	山田
	理　事	磯﨑
		細田
		黒木
		芦川
NPO法人さかえ区民活動支援協会	理　事	田中
栄交通安全協会	理　事	持田
読書活動推進連絡会議	委　員	山田